保全ニュース　九州

第37号　（2012年7月）

目次

平成24年度

保全連絡会議とは・・・
　施設管理者に適正な保全業務を効率的に実施して頂くために、保全に関する有効な情報提供と意見交換を行う場として、毎年会議を開催しています。

九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催

　平成24年6月11日（月）に福岡第２合同庁舎において、九州管内の各府省ブロック官署の施設保全責任者を対象に保全連絡会議を開催しました。会議には、３２官署延べ５９名が参加しました。
　議題「今夏の節電対策について」では、各府省の官庁施設における節電の取組を技術的に協力・支援する立場から、身近にできる節電事例を紹介しました。
　７月に九州各地で「地区官庁施設保全連絡会議」を開催します。実際に建物を管理されている保全担当職員を対象に、実務に即した保全情報を提供します。

会議風景

節電対策資料

地区官庁施設保全連絡会議（地区名）	開催日	開催地	開催場所
福岡・佐賀地区	平成24年7月　6日（金）	福岡市	福岡第2合同庁舎
長崎地区	平成24年7月13日（金）	長崎市	長崎県総合福祉センター
熊本地区	平成24年7月 17日（火）	熊本市	熊本地方合同庁舎
大分地区	平成24年7月25日（水）	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区	平成24年7月26日（木）	宮崎市	宮崎合同庁舎
鹿児島地区	平成24年7月19日（木）	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

今夏の政府の節電行動計画

　６月５日には、電力需要に関する検討会合幹事会から、「今夏の政府の節電行動計画」が発出されました。今回は、節電に係る具体的な取組をお知らせします。

１　空調に係る節電

①冷房中の室温を２８度に設定しましょう

　温度設定器がある場合は、２８度に設定しましょう。設定方法がわからない場合は、メンテナンス業者に確認しましょう。

　同じ部屋の中でも温度がばらついている場合は、扇風機を使うなどして均等になるように工夫しましょう。

温度測定器

②ブラインドの適切な調整を

　保全ニュース九州36号でも、紹介しましたが、空調時はブラインドを下げて日差しをカットしましょう。
　ブラインドを下げると日射量の約45%の遮蔽する性能があります。
　また空調していない部屋も含めて下げましょう。

1　空調に係る節電（つづき）

③換気風量の適正化

中央管理方式（機械室に空調機器等を設置して全館空調を行っている施設）では、空気環境測定を行っています。

空気中の二酸化炭素（CO2）濃度は、空気の汚れを示す指標の１つとなります。CO2測定値が環境基準値（1,000ppm）を下回れば空気環境としては良好ですが、冷房中の室内を1,000ppmに近づける設定を行うことにより、高温の外気（新鮮空気）導入量の削減が図られ省エネルギーとなります。

この作業は、メンテナンス業者等による作業が必要ですので、メンテナンス業者へ相談して行ってください。

自動制御盤

設定数値の変更
必ずメンテナンス業者へ相談してください。

④サーバー室等の個別空調機器の適切な温度設定

サーバー室は24時間年間を通して使用されますので僅かの温度設定の差でも大きなエネルギー削減になります。

また、個別空調系統のドアは必ず閉めてください。

2　照明に係る節電

①不要な照明の消灯や間引き

一般的な事務室の照度は、500～750ルクス程度です。最近の建物では明るさセンサーが設置され照度設定を変えることが可能です。業務に支障のない範囲で照度を下げてみましょう。また、業務等に支障のない場所は、消灯を心掛けましょう。

業務に支障のない照明は消しましょう

②白熱電球の原則使用禁止

※代替品のない場合は除く

3　OA機器、その他の機器に係る節電

①使用していないＯＡ機器等の電源プラグを抜くこと等により待機電力が削減できます。

②パソコンのディスプレイの輝度調整等の設定、スリープモード等の活用

③執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化

4　共用部分に係る節電

①暖房便座、温水洗浄便座の停止

・タイマー等の節電機能があるかを取扱説明書等で確認し、利用するようにしましょう。
・年間を通じて暖房便座になっている場合がありますので夏は設定をOFFにしましょう。

②電気ポット、コーヒーメーカー等の原則禁止

③冷水器の停止

④自動販売機の消灯要請

九州地方整備局では、各府省の官庁施設の管理者等に対する技術協力・支援に係る連絡窓口を本局及び営繕事務所に設けていますので、お気軽にご連絡ください。

営繕部　保全指導・監督室　担当者　室長補佐
鹿児島営繕事務所　担当者　技術課長
熊本営繕事務所　担当者　技術課長
※連絡先は最終ページに記載しています。

入力期限近づく 保全実態調査へのご協力お願いします。

■ 保全実態調査入力期間

平成２４年７月１３日（金）まで

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

入力期間以降、調整課、保全指導・監督室及び各営繕事務所から調査内容についての問い合わせを行う場合がありますので、引き続きご協力をお願いいたします。

意見照会へのご協力お願いします。

建築保全業務共通仕様書（平成20年版）等を改定予定です。

国土交通省官庁営繕部では、 適正な保全業務の実施のため、「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」「建築保全業務積算基準（平成20年版）」「建築保全業務積算要領（平成20年版）」を各省各庁の施設管理者に活用いただくようお願いしているところですが、内容の充実を図るべく、現在、改定に向けての準備作業を進めています。

つきましては、これら基準類の内容について、記載項目の修正、新たな項目の追加等について「施設管理者の声」をお聞かせ願いたいと考えております。

九州地方整備局から九州内のブロック機関宛に意見照会を行わせて頂きます。もしご意見がございましたら、ぜひお寄せください。回答期限は、7月31日（火）とさせて頂きます。

「建築保全業務共通仕様書」

台風・大雨の備えは万全ですか？

台風・大雨が来る前に、施設を点検する時にお使いください。
九州ブロック官庁施設保全連絡会議で配布しましたが、地区毎の保全連絡会議でも配布します。

台風対策直前点検表

点検目的
1. 強風による破損、転倒等の防止
2. 物の飛散による周辺への二次災害の防止
3. 室内への雨水等の進入防止
4. 執務に支障がないような執務環境の保持　　以上4

建築

点検項目	点検内容	チェック欄
1. 陸屋根	①排水状態の良否を点検する。	□
	②堆積物及びゴミ等の飛散物の有無を点検する。	□
	③アンテナ、高架水槽等の機器類及び囲い部分の基礎の固定状況を点検する。	□
	④手すりの脚部固定状況の点検をする。	□
	⑤防水層の浮き、剥がれ、亀裂の有無を点検する。	□
2.ルーフドレン及びとい	①排水状態の良否を点検する。	□
	②さび及び腐食の有無を点検する。	□
	③破損及び漏水の有無を点検する。	□
3. トップライト	①傷、割れ、変形及び破損の有無を点検する。	□
	②さび及び腐食の有無を点検する。	□
4. 外壁	①仕上げ材の剥落、浮き等の有無を点検する。	□
	②外灯等突出部分の固定状況を点検する。	□
	③タラップ等の固定状況を点検する。	□
5. 屋外階段及びバルコニー	①排水状態の良否を点検する。	□
	②飛散の恐れ、通行の妨げになる物品の有無を点検する。	□
6. 建具 1)扉及びシャッター	①建具及びその周辺からの漏水の有無を点検する。	□
	②正常な可動状態であるかを点検する。	□
	③施錠状況の良否を点検する。	□
	④ガラスの傷、破損等を点検する。	□
	⑤避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無を点検する。	□

◆施設の点検のポイント

- 屋上、ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝの排水状況はよいか
- 排水溝に泥が溜まっていないか
- ガラスの破損等はないか
- 外壁仕上げ材の剥落、浮き等はないか
- 樹木の枯枝、倒れの恐れはないか
- 防水堤、止水板は動くか

- アンテナや機器類の固定状況はよいか
- 非常用照明の点灯はよいか
- オイルタンクの漏洩検知管に変形、損傷及び土砂等の堆積物はないか
- 警報機能の確認
- 換気ファン等の動作確認

被害があったら…

台風や大雨の時に被害があった場合は、保全指導･監督室又は各営繕事務所までご連絡下さい。

～営繕事務所だより(24)～　鹿児島営繕事務所

鹿児島営繕事務所で保全実地指導を行った際に、「どの消火用設備が庁舎に必要ですか？」などの質問を受けます。また、保全実態調査（BIMMS-N）の入力項目でも『消防用設備の点検』が有ります。
今回はそんな消防用設備のなかでも身近にある『消火器』の設置基準について紹介します。

～　消火器は消防法などの設置基準に則り設置しましょう　～

※算出例では、「延面積800㎡の事務庁舎〔平屋建て・耐火構造・地下及び無窓階無し〕」の場合とします。

1. 設置が必要な建物は？

事務庁舎の場合は**延面積300㎡以上**の場合は設置が必要です。　（算出例：300㎡ ＜ 800㎡ なので設置が必要！）

2. どんな消火器を設置すれば良いですか？（必要能力単位）

耐火構造（鉄筋コンクリート造等）の場合は、
必要能力単位 ＝ 延面積 ÷ **400㎡**で計算します。
〔算出例：800㎡ ÷ 400㎡ ＝ 2（必要能力単位）
（端数は切上げ。）〕

3. 何本設置しますか？

「２．」で算出した必要能力単位は、**消火器の「Ａ（普通火災）」の能力単位**となります。（Bは油火災、Cは電気火災）
設置台数は「２．」で計算した『必要能力単位』 ≦ 『設置する消火器の能力単位合計』となります。

また、消火器の薬剤容量（大きさ）で能力単位が違いますので注意して下さい。

算出例：必要能力単位が「2」なので、下表の消火器のいずれかの号数での必要本数が必要

消火器	3号	6号	10号
能力単位	1	2	3
必要本数	2	1	1

型式番号	消第13-
能力単位	A−3・B
放射時間	約15秒
放射距離	3〜6 m

消火器表示例

設置の注意事項も有りますの、**専門業者に確認**してから**設置**をして下さい。

5 「点検期間」と「点検内容」

『消火器の点検』は6カ月に1回、適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認します。
詳しい『点検種別』と『点検期間』については、『消防法告示第9号』、『点検基準』については『消防法告示第14号』に記載されています。

★詳細は下記のHPを確認して下さい。

平成16年 5月31日消防法告示第 9号　http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuji/hen52/52030200140.htm
昭和50年10月16日消防庁告示第14号　http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokuji/hen52/52030200150.htm

4 保全実地指導での指摘事項

保全実地指導(「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条の規定に基づく保全に関する指導)の際に、保全指導担当者が気付いた事例を紹介します。

事例1）
消火器の設置位置が一目で確認できない。

事例2）
消火器の耐用年数の期限切れ

消火器の裏に耐用年数が表示されていますので、確認してください。また消火器の法定点検も確実に実施しましょう。

迅速に消火できるように、適切なご対応をお願いします。

法定点検の実施を
耐用年数の確認を

事　務　局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
E-ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係　TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所　技術課　TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所　技術課　TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21